

## 戸田市議会における災害発生時の対応要領

平成26年11月25日議長決裁

(議会運営委員会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市において地震等の災害が発生したときに、戸田市議会が戸田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、議員の迅速かつ適切な対応・活動の指針を定め、もって被害の拡大防止及び災害の復旧・復興に寄与し、災害時に市民の代表として議会が役割を果たすため、必要な事項を定める。

(戸田市議会災害対策支援本部の設置)

第2条 議長は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、戸田市議会内に戸田市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

(支援本部の組織)

第3条 支援本部は、全ての議員で組織する。

(支援本部の構成)

第4条 支援本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は議長をもって充て、支援本部の事務を統括する。
- 3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 前2項で定める以外の全ての議員は、本部員として、第7条に規定する対応を行う。
- 5 本部長及び副本部長に事故があるとき又は本部長及び副本部長が欠け、ともに本部長の職務を行うことができないときは、議会運営委員長、総務常任委員長、文教・建設常任委員長、健康福祉常任委員長、市民生活常任委員長の順に本部長の職務を行うものとする。

(支援本部会議)

第5条 本部長は、自らの判断により必要に応じて支援本部会議を招集する。

- 2 本部員は、前項の招集があったときは、速やかに参集するものとする。

(支援本部の事務)

第6条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本部員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部に議会事務局職員を派遣し、災害情報の提供を受け、本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 収集・整理した災害情報を、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地、避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国、県等への要望を行うこと。
- (6) 必要に応じて臨時会の開催を要請すること。
- (7) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部員の対応)

第7条 本部員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連絡体制を確立し、自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告すること。
- (2) 支援本部から情報提供を受け、必要に応じ市民に情報提供を図ること。
- (3) 被災した地域にいるときは、被災地、避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。

(議会事務局の対応)

第8条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、市対策本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部へ情報提供を行う。
- (2) 議会事務局職員は、戸田市地域防災計画に定めるもののほか、支援本部の事務に従事する。

(災害時の服装)

第9条 災害時においては、原則として次に掲げる服装で行動する。

ただし、被災状況により着用することが困難であるときは、この限りでない。

- (1) 防災服上下
- (2) 腕章
- (3) 手袋

- (4) 長靴
- (5) 略帽又は安全帽（ヘルメット）
- (6) 議員専用災害時ベスト（議員に限る。）

（記録）

第10条 本部長は、可能な限り本部員又は議会事務局職員をして支援本部の活動記録を作成させるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。